

犬山市議会第80号議案

犬山市「財政状況」の公表に関する条例の一部改正について

犬山市「財政状況」の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年11月28日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説明)

この案を提出するのは、財政状況の公表時期に係る規定の変更等のため必要があるからである。

## 犬山市「財政状況」の公表に関する条例の一部を改正する条例

犬山市「財政状況」の公表に関する条例（昭和29年条例第37号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 犬山市財政状況の公表に関する条例

第2条第1項中「「財政状況」」を「財政状況」に、「6月1日及び12月1日」を「6月及び12月に」に改め、同条第2項中「天災」を「市長は、天災」に、「期日に」を「月に」に、「市長は事故」を「事故」に、「1か月」を「1月」に、「その期日を定めて、これ」を「これ」に改める。

第3条第1項中「6月1日公表する「財政状況」」を「6月に公表する財政状況」に、「より3月31日」を「から3月31日」に、「記載し」を「掲載し」に改め、同項第5号中「市長において」を「市長が」に改め、同条第2項中「規定より12月1日公表する「財政状況」」を「規定により12月に公表する財政状況」に、「掲げる状況」を「掲げる事項」に改め、同条第3項中「必要に応じ「財政状況」」を「、必要に応じ財政状況」に改める。

第4条第1項中「「財政状況」は住民の見易い」を「財政状況は、住民の見やすい」に改め、同条第2項中「住民は「財政状況」を」を「財政状況は、」に、「6か月」を「6月」に改める。

第5条中「「財政状況」の公表並びに」を「、財政状況の公表及び」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○犬山市「財政状況」の公表に関する条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p><u>犬山市財政状況の公表に関する条例</u> (公表の時期)</p> <p>第2条 <u>財政状況</u>の公表は、毎年<u>6月</u>及び<u>12月</u>にこれを行うものとする。</p> <p>2 <u>市長は、天災その他避けることのできない事故により、前項の月に財政状況を公表することができないときは、事故の止んだときから1月以内においてこれを公表しなければならない。</u> (公表の範囲)</p> <p>第3条 前条第1項の規定により<u>6月</u>に公表する<u>財政状況</u>においては、前年<u>10月1日</u>から<u>3月31日</u>までの期間における次に掲げる事項を<u>掲載</u>し、かつ財政の動向及び市長の財政方針を明らかにするものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>2 前条第1項の規定により<u>12月</u>に公表する<u>財政状況</u>においては、<u>4月1日</u>から<u>9月30日</u>までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ前年度の決算の状況を明らかにするものとする。</p> <p>3 市長は、<u>必要に応じ財政状況に掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書をその附表として添付することができる。</u> (公表の方法)</p> <p>第4条 <u>財政状況は、住民の見やすい方法</u>により公表しなければならない。</p> <p>2 <u>財政状況は、公表の日から6月間</u>市長の指定した場所において閲覧することができる。 (委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、<u>財政状況の公表及び閲覧の手続</u>に關し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p><u>犬山市「財政状況」の公表に関する条例</u> (公表の時期)</p> <p>第2条 <u>「財政状況」</u>の公表は、毎年<u>6月1日</u>及び<u>12月1日</u>これを行うものとする。</p> <p>2 <u>天災その他避けることのできない事故により、前項の期日に財政状況を公表することができないときは、市長は事故の止んだときから1か月以内においてその期日を定めて、これを公表しなければならない。</u> (公表の範囲)</p> <p>第3条 前条第1項の規定により<u>6月1日</u>公表する「<u>財政状況</u>」においては、前年<u>10月1日</u>より<u>3月31日</u>までの期間における次に掲げる事項を<u>記載</u>し、かつ財政の動向及び市長の財政方針を明らかにするものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>その他市長において必要と認める事項</u></p> <p>2 前条第1項の規定より<u>12月1日</u>公表する「<u>財政状況</u>」においては、<u>4月1日</u>から<u>9月30日</u>までの期間における前項各号に掲げる状況を掲載し、かつ前年度の決算の状況を明らかにするものとする。</p> <p>3 市長は<u>必要に応じ「財政状況」に掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書をその附表として添付することができる。</u> (公表の方法)</p> <p>第4条 <u>「財政状況」は住民の見易い方法</u>により公表しなければならない。</p> <p>2 <u>住民は「財政状況」を公表の日から6か月間</u>市長の指定した場所において閲覧することができる。 (委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、「<u>財政状況</u>」の公表並びに閲覧の手続に關し必要な事項は、市長が定める。</p>